

令和3年7月の法人税務についてのお知らせ

	国 税 の 種 類	納付・提出期限		提出先
		納付期限	令和3年7月12日(月)	
1	源泉所得税 (令和3年6月分)	納付期限	令和3年7月12日(月)	税務署
2	法人税・消費税等 (令和3年5月31日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和3年8月2日(月)	税務署
3	法人住民税・法人事業税 (令和3年5月31日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和3年8月2日(月)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和3年11月30日決算法人)	中間申告書の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和3年8月2日(月)	税務署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和3年11月30日決算法人)	中間申告書の提出期限	令和3年8月2日(月)	都道府県知事 ・市町村長

税理士さんの豆知識

公社債の流通

公社債の売買には、金融商品取引所での売買と投資者が市場仲介者（証券会社等）と相対で行う売買がある。前者は取引所取引といい、後者は店頭取引という。公社債取引の大部分は店頭取引で行われている。また、公社債の売買高のうち国際の売買が90%超を占めている。

公社債の課税について

平成28年1月1日以後の公社債の売買による譲渡益には20.315%の申告分類課税が課される。

平成28年1月1日以後、特定公社債等を金融商品取引業者へ売委託により譲渡を行った場など一定の譲渡による譲渡損失は、特定公社債の利子所得並びに上場株式等の配当等及び譲渡所得等の配当等及び譲渡所得等との損益通算並びに譲渡損失の繰越控除ができる。

特定公社債とは

国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、国外において発行された公社債で一定のもの、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除く、公募公社債投資信託（MRF, 外貨建てMMF等）などをいう。

居合の始祖・・・林崎甚助（はやしざき じんすけ）

林崎甚助重信公は、1542年に現在の山形県村山市に生まれ、林崎大明神に参籠して、居合の妙技を授かったと伝えられている。史上最速の剣、身体の小さな林崎甚助は、その不利を覆すために「居合」という新しい剣の技を編み出した。